

生業訴訟の到達と脱原発をめぐる課題 「生業を返せ、地域を返せ！」



「生業を返せ、地域を返せ」
福島原発訴訟弁護団事務局長・弁護士

まなび いたろう
馬奈木 巖太郎

1. はじめに

昨年9月30日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（生業訴訟）第一陣の控訴審判決が仙台高裁において言い渡された。生業訴訟は、原発事故当時、福島県とその隣接県に住んでいた第一陣・第二陣合わせて約4500名が、国と東京電力（東電）の責任を追及し、被害救済を求めてきた裁判であり、原発事故当時の場所で生活を続けている方（滞在者）と避難をした方（避難者）の両者が1つの原告団を作っている唯一の原告団で、福島県内59市町村の全てに原告を擁する、いわば「オール福島」の原告団となっている。また、放射性物質が県境ではとまらないことを表すため隣県の方々も原告となっている。法廷内外の取り組みを通じて、①原状回復、②原告にとどまらない全ての被害者の救済（全体救済）、③脱原発を求めてきた。原発事故から9年半を経ての判決だったが、大きな峰を築くこととなった。

本稿では、この生業訴訟判決の意義を紹介する

とともに、脱原発に向けた今後の課題について若干の私見を述べることにしたい。

2. 生業訴訟判決とその意義

(1) 何が争点だったのか

裁判では、原発事故についての法的責任が国と東電にあるのか、法的責任があるとしてどの範囲の人々との関係で責任があることになり、その程度はどれくらいのものなのか争われた。法的責任があるのかというのは、国と東電の原発事故前の対応に過失があるのかということである。どの範囲の人々の関係で、責任の程度がどれくらいなのかというのは、被害者と評価されるべき人々の地域的な範囲と賠償額としてどれくらいが妥当なのかということになる。

責任論について、国と東電は想定外の津波であり、事前に予測することは困難だったと主張し、国は規制権限の不行使の違法性を判断する枠組み

について、司法判断は限定的になされるべきだとの主張を繰り返した。

私たちは、2002年に地震調査研究推進本部によって公表された長期評価が、「想定しうる最大規模の地震津波」への対策や福島県沖を含んだ対策を求めていたのであるから、地震津波が発生しうるとは予見可能であったにもかかわらず、タービン建屋の水密化等の対策を忘れていたこと、水密化等の対策を行っていれば十分事故は防ぐことができたことを主張し、その主張を裏づけるため、専門家証人に対する尋問を行ったほか、他の裁判所で実施された専門家に対する尋問の結果、その他の資料などを提出した。

責任をめぐる議論と同じく重要なもう1つの論点が、損害をめぐる議論である。

損害賠償について、国や東電は、「年間20ミリシーベルト以下の放射線被ばくは、喫煙、肥満、野菜不足などに比べても、がんになるなどの健康リスクは低いとするのが“科学的知見”であり、それを下回る放射線を受けたとしても、権利侵害にはあたらない」、「中間指針は相当で合理的な内容を定めている」といった主張をし、“20ミリ以下では被害はない、我慢せよ”という開き直った姿勢を取り続けてきた。

私たちは、国や東電の主張に対して、被害を多角的に明らかにしつつ、そうした主張を批判した。損害を立証する際の生業訴訟の1つの特徴に、代表立証という手法を用いたことがある。これは、原告全員の被害を余すことなく明らかにすることが時間的にも限界があることから、地域ごとに原告のなかから代表を選んで、その人たちの尋問などを通じて共通する損害を明らかにし、その共通損害に対して一律の賠償を命じてもらうというものである。この方法を用いることで、地域ごとに一律の賠償額が判断されることから、原告にはなっていない人であっても、その地域に居住



事故の被害状況を検証する裁判官ら

していた人であれば、同様の被害が生じていると判断されたことになり、国の定めた賠償基準（中間指針など）を見直す契機とすることができるというメリットがあった。

このほかにも、裁判官に現地を見てもらう検証といった手続を一審でも控訴審でも行うなど、多彩な立証活動を尽くした。

(2) 高裁判決の内容

判決は、国と東電の法的責任について、①原発事故前に危険を予見することができたか、②予見できたとして危険を回避することができたかという2つの観点から判断を行った。

①については、長期評価という国の機関である地震調査研究推進本部において専門家が検討を重ねて公表された報告書が、福島沖においても津波地震が起こるとしたことから、長期評価に基づき試算を行うと福島第一原発の敷地高さを超える津波が襲来する危険性があったことから、原発事故前に危険を予見できたとした。そのうえで、長期評価に対する東電の態度について、「知見をただちに防災対策に生かそうと動いたり、当該知見に科学的・合理的根拠がどの程度存在するかを可及的速やかに確認したりせず、新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにしたいとの思惑のみが目立つものであったといわざるを得ず」、「東電の義務違反の程度は著しい」と非難し、国についても、「不誠実ともいえる東電の報告を唯々諾々と受け入れることとなったものであり、規制当局に



仙台高裁前で旗出しを行う原告らと弁護士

期待される役割を果たさなかった」、「一般に営利企業たる原子力事業においては、利益を重視するあまりややもすれば費用を要する安全対策を怠る方向に向かいがち傾向が生じることは否定できないから、規制当局としては、原子力事業者にそうした傾向が生じていないかを不断に注視しつつ、安全寄りの指導・規制をしていくことが期待されていたというべきであって、上記対応は、規制当局の姿勢としては不十分なものであったとの批判を免れない」と厳しく断罪した。

②についても、予見に基づき建屋の水密化など対策を採っていれば危険を回避しえたとして、回避可能性があったと認定した。

判決は、長期評価という信頼できる警告が発せられていたにもかかわらず、その警告を真摯に受けとめず、むしろ対策を極力回避し、先送りしようとした東電に対して、「原子力発電所の安全性を維持すべく、安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としては、あるまじきものであったとの批判を免れない」とした。また、国についても、国が原発政策を推進し、自ら原発の設置を許可してきたことからしても、補完的な責任ではなく、東電と同等の責任があると判断した。国と東電は原発事故を「想定外」などと主張してきたが、そうした主張を許さず、厳しく非難する判決となった。

損害については、区域ごとに一律に損害を評価するという手法を用いて、国の賠償基準（中間指針など）を上回る損害があるかを判断した。大きく整理すると、①避難指示区域について中間指針を大きく超える損害を認定、②自主的避難等対象区域の成人について賠償時期を延長、③自主的避難等対象区域、福島県の県南、宮城県丸森町まるもりまちの子ども・妊婦について中間指針を超える損害を認定、④中間指針で賠償対象とされていなかった県南、丸森町の成人、福島県の会津地域あいづ、栃木県那須町すまちの子ども・妊婦について損害を認定するという内容となった。一部について地裁判決より後退した部分も存するが、救済範囲を拡大させ、水準も引き上げる判決だった。

(3) 判決の意義

2019年の夏以降、同種の集団訴訟において、国の法的責任を認めないとする判決が相次ぐようになった（図表）。また、同年9月19日には、東電の旧役員に対する刑事裁判において、全員について無罪とする判決も出された。これらの判決は、いずれも長期評価の信頼性について相対化し、原発事故という重大な結果を回避すべき義務を根拠づけるものとはみなさないという判断を示したものであるが、より根底的な問題としては、求められる安全性の水準を不当に低く抑えることによって、その水準に照らして長期評価の知見としての意味あいの軽視を許容した点にある。

そうした近時の傾向をふまえると、今回の判決は、国に法的責任があるのかという点について、決着をつけたものと評価されるものである。それは、単に高裁での初めての判断であったということにとどまるものではなく、各地で示された国の法的責任を否定する判決について、その論拠となったものを一つひとつ説得的に排斥したという

集団訴訟の判決一覧					
	2017年	裁判所	国の責任	東電の責任	
	地裁判決	3月17日	前橋	○	○
9月22日		千葉（一陣）	×	○	
10月10日		福島（生業一陣）	○	○	
2018年					
2月7日		東京	—	○	
3月15日		京都	○	○	
3月16日		東京	○	○	
3月22日		福島地裁いわき支部	—	○	
2019年					
2月20日		横浜	○	○	
3月14日		千葉（二陣）	×	○	
3月26日		松山	○	○	
3月27日		東京	—	○	
8月2日		名古屋	×	○	
12月17日		山形	×	○	
2020年					
2月19日		福島	—	○	
3月10日		札幌	○	○	
6月24日		福岡	×	○	
8月11日		仙台	×	○	
10月9日	東京	×	○		
11月19日	福島地裁いわき支部	—	○		
高裁判決	2020年				
	3月12日	仙台	—	○	
	3月17日	東京	—	○	
	9月30日	仙台（生業一陣）	○	○	
	2021年				
	1月21日	東京	?	?	
2月19日	東京	?	?		

意味においても、さらには東電の旧役員に対する刑事裁判の判決が依拠する考え方を否定したという意味においても、極めて重要な判断であり、この間の判決のなかで最高水準の到達を示したものである。単に白星が一つ増えたといった程度の話ではなく、後続の同種の集団訴訟や東電の旧役員の刑事裁判の控訴審、東電の株主代表訴訟などに大きな影響を与えるものである。

また、判決は、原子力事業者あるいは規制当局としてのありかたを厳しく論難したが、これは過去の原発事故に対してだけでなく、現在及び将来に対するありかたについても妥当するものである。すなわち、原子力事業者としての、あるいは原子力を規制する機関としての適格性について警鐘を鳴らすものであって、原発推進という現在の政策に対して一石を投じるものとして受け止められる必要がある。

原発事故について、国は他人事のような顔をする事は許されないという判決が一審に続いて出されたわけで、加害を負わせた当事者として、国には法的義務として救済を行わなければならないことが改めて明確になったのである。

さらに、損害については、国の指針（中間指針など）が、作成時までの事情をもとに、加害者である東電側も任意で支払う合理的な金額として定められたものであるという性格を適切に評価し、国と東電の過失も考慮して、区域ごとに、最大で300万円（居住制限区域）の中間指針を超える賠償を命じた。いわゆる「自主的避難」等対象区域については、賠償額としては地裁判決よりも減額させたものの、150万人に及ぶ対象者について、一律に中間指針を上回る賠償を高裁が認めたという点では大きな意義を有する。また、地裁判決では損害を認定されなかった会津地域や栃木県の一部についても、子ども・妊婦のみではあるが、損害を認定させ、県南地域では地裁判決から増額さ

せ、宮城県丸森町でも損害を認定させるなど、全体としては地裁判決を超え、前進する判決となった。

何より強調されるべきなのは、地域ごとに一律で損害額が判断された結果、判決で認定された損害は原告にとどまらない意味を有することになったという点である。高裁判決を前提にすると、200万人以上が対象となることになり、原告にとどまらない、あらゆる被害者の救済という、私たちの目指す方向により一歩近づく判決だといえる。

3. 2021年における原発をめぐる課題

(1) 黒い雨訴訟と大飯^{おおひ}原発設置許可取消訴訟

昨年は、生業訴訟仙台高裁判決の他にも、原発事故の被害救済や脱原発にかかわって、重要な判決が出された。

その1つが、広島地裁で出された黒い雨訴訟判決である。これは、原爆投下直後に降った「黒い雨」を浴びたにもかかわらず、国の援護対象から外された地域の84名が訴えたもので、広島地裁は、7月29日、原告らの主張を認め、広島県と広島市に対し被爆者健康手帳などの交付却下処分を取り消し、手帳の交付を認める判決を出した。原告全員の請求を認める全面勝訴となった。ただし、2015年の提訴以降、16名の原告が亡くなっている。

国は、これまで「黒い雨」の被害を大雨地域にしか認めてこなかったが、判決は「より広範囲に降った事実を確実に認めることができる」として、原告全員を「黒い雨」にばく露したと認定。

「黒い雨」を浴びるなどの外部被ばくに加え、「黒い雨」が付着した食物などの摂取による内部被ばくの知見も認めた。

もう1つが、大阪地裁で出された大飯原発設置許可取消訴訟判決である。これは、原発事故後に再稼働した関西電力（関電）大飯原発3、4号機の耐震性をめぐり、福井県の住民ら約130名が、安全審査基準に適合するとして原子力規制委員会（規制委）の判断は誤りだとして国に許可処分の取り消しを求めた訴訟である。大阪地裁は、12月4日、「審査すべき点をしておらず違法だ」として設置許可の取り消しを命じた。原発事故後、原発の運転停止につながる司法判断は仮処分を含め6例目であり、関電大飯原発3、4号機については2014年に福井地裁が、関電高浜^{たかはま}原発3、4号機については2015年に福井地裁、2016年には大津地裁が運転差し止めの仮処分決定を出したが、いずれも上級審で結論が覆された。四国電力（四電）伊方^{いかた}原発3号機については、広島高裁が2017年、巨大噴火で火砕流到達の可能性があるととして運転差し止めの仮処分を出し、決定が取り消された後の昨年1月には、同じく広島高裁が活断層や火山の影響を重視して再び運転を差し止める決定を出した（四電が異議を申し立て、審理が続いている）。今回の判決は、規制委による設置変更許可を取り消す初の司法判断となった。

裁判では、関電が算出した耐震設計の前提となる最大規模の揺れ（基準地震動）の評価を基に、設置を許可した規制委の判断が妥当かが主な争点となった。関電が算出した基準地震動の評価は過去の地震規模の平均値を用いていたが、判決は「平均より大きい方向に乖離^{かいり}する可能性を考慮していない」と指摘。関電の算出内容を容認した規制委の判断について、「地震規模の数値を上乗せする必要があるかどうか検討していない。看過し難い過誤、欠落がある」として審査が不十分だっ

たとした。規制委は他の原発でも同様の手法で審査しており、今回の判決が影響を及ぼす可能性がある。

2つの判決は、前者が国の線引きが被害実態に合っていないという意味で、後者が規制当局の規制のありかたにかかわるものとして、それぞれ生業判決とも共通する。そして、いずれにおいても国の責任が問われている。

(2) 原発政策の行方

昨年10月26日、菅首相は、初めての所信表明演説で、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」と打ち出し、その具体的な内容の一つとして、「省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します」としたうえで、「安全最優先で原子力政策を進める」と結んだ。翌日の新聞などでは、脱炭素化のための原発再稼働と解説したものが散見された。

また、電力業界や経団連などは、一貫して原発の活用を訴えている。経団連は、昨年11月9日に発表した『新成長戦略』において、「脱炭素社会の実現を追求するうえで、原子力は欠くことのできない手段である。福島第一原子力発電所事故の教訓を活かし、最新の科学的知見を踏まえて安全確保を確固たるものとするを大前提に、原子力を継続的に活用していく必要がある。原子力事業者と規制当局とが連携・協力して不断の安全性向上に取り組むとともに、国が前面に立って、原子力の安全確保策と国策の観点からの必要性を正

面から論じる必要がある。そうした取り組みを通じて、既設再稼働・建設再開、リブレース・新增設を問わず、安全性が確認され、地元の理解が得られた原子力発電所の稼働を推進していくべきである。とりわけ、足元では既設発電所の再稼働の停滞が大きな課題となっている。わが国では建設・運転・保守を支える人材が既に枯渇しつつあり、技術とノウハウの継承が強く懸念される。取り組みの加速は待ったなしの課題である」とし、「将来を見据え、軽水炉の安全性向上につながる技術はもちろんのこと、安全性に優れ経済性が見込まれる新型原子炉（例：SMR、高温ガス炉、核融合炉等）の開発を推進することもきわめて重要である。脱炭素社会の早期実現を目指し、2030年までには新型炉の建設に着手すべく、国家プロジェクトとして取り組みを進める必要がある」と、新型原子炉の建設を訴えている。菅首相も、国会において、「原発の新増設は現時点では想定していない」と含みを残した答弁に終始しているが、既存原子炉の活用に加え、原発の新設というのが経済界の一貫した意向である。

さらに、昨年11月11日、東北電力女川^{おながわ}原発の再稼働に対して、宮城県知事は同意を表明した。今回の同意は、東日本大震災の被災地として震災後初めてのものであり、福島第一原発と同型炉としても初めてのものである。原発事故が収束しないまま、住民の避難計画の実効性も置き去りにしたままでの同意であった。知事は、会見の際、「事故があったから（原発が）ダメであれば、全ての乗り物も食べ物も事故が起きた経験から否定される。福島の事故を教訓として、技術革新を目指すべきだ」と語っているが、原発事故と他の乗り物の事故とを比較できるとする発言からは、原発事故被害の規模と深刻さを認識していないとしかいようがない。「技術革新」云々ともあるが、そもそも福島原発事故は「技術」のために起きたわ

けでもなく、知事の同意の理由は全く成り立たない。

事故当事者の東電も、原発事故から10年を節目に、管内の原発再稼働^{かしわざきかりわ}を目指しており、柏崎刈羽原発7号機の再稼働を優先的に進めてきた。昨年10月30日、規制委は、事故が起きた際の社長の責任を明記するなどして変更した柏崎刈羽原発の保安規定を認可し、これにより再稼働に向けた一連の審査手続は終了した。今後、再稼働に対する地元自治体の同意が焦点となる。

東電は、原発新設に向けた動きも再開させている。東電は、青森県東通^{ひがしどおりむら}村に対して、2019年から寄付を始めており、昨年も約2億円を寄付すると発表した。東電は、同村で東通原発の建設を目指しており、寄付は地元対策の一環とみられる。

このように、原子力政策の今後については、脱炭素化を打ち出しながら、再生可能エネルギーの主力化と高効率な石炭火力の維持を図りつつ、原子力についても一定の割合を維持したいというのが、政権など原発推進勢力の最大公約数的な方向性だと考えられる。

一方で、原発事故から10年目の年を迎えたが、いまだに事故原因は未解明のままである。メルトダウンを起こした1～3号機には原子炉外に880トンものデブリ（溶融核燃料）があると推測されているが、高い放射線量に阻まれ、その全体状況は把握できていない。

また、1～3号機に残る核燃料（1号機392本、2号機615本、3号機566本）の取り出しについては、2020年12月25日現在、3号機については566本のうち434本を取り出したものの、1号機についてはガレキ撤去の段階で取り出しには至っておらず、2号機については、計画していた本年中の取り出し実施の方針を見送るとしている。2022年に延期とされているが、見通しは立っていない。

放射性物質トリチウムを含む処理済み汚染水に

については、福島第一原発の敷地内に設置された保管用タンクはすでに900基を超え、2022年夏頃には満杯を迎えるといわれており、海洋放出の是非が問われている。

経産省の小委員会は昨年2月、福島第一原発の放射性物質トリチウムを含む処理済み汚染水について、薄めて海に流す海洋放出と、蒸発させる大気放出の2案を「現実的な選択肢」とし、海洋放出の案を有力視する提言を出した。

提言が出された後、これまでに県議会と県内59市町村のうち44の議会で意見書や決議が可決されている。そのうち27市町村議会は、放出に反対、あるいは陸上保管を続けることなどを求めている。福島第一原発から最も近い漁港がある浪江町議会は、昨年3月、政府の対応を「地域住民の感情を無視（している）」などとして海洋放出への反対を決議。同年6月には、相馬市議会が「関係者の理解を得られていないトリチウム水の海洋放出を行わないこと」、川俣町議会は「長期陸上保管を強く求める」とする意見書をそれぞれ可決している。

処理済み汚染水については、トリチウム以外の核種の処理についても懸念が示されており、安全性をめぐって確立された見解が存する状況にはない。

(3) 国を追い込む

2021年は、原発事故から10年の年であるが、上記(1)と(2)からもわかるように、原発をめぐる課題が大きな焦点となる年でもある。

原発事故から10年経てば事故を起こした加害企業が原発を再稼働させるといったことが許されてもいいのだろうか？ 事故の原因も事故の収束もなされていないままに新たに原発を建設するといったことがあってもいいのだろうか？ トリチ

ウムを含む処理済み汚染水を海洋に放出することによってあたかも責任までも水に流すかのような話がまかり通ってもいいのだろうか？ 救済が足りていないという判決が何度も出されているのに一向に救済の水準を改めないという姿勢がこれ以上続いてもいいのだろうか？ こういったことの一つひとつの是非が、まさに問われなければならない。

そしてそのためにも、国を追い込むということが必要となってくる。それには、被害救済の裁判だけでも、原発差止の裁判だけでも十分ではない。両方が連携することが必要となるし、さらにはそれらにかかわる運動はもちろん、世論も含めて、被害救済の取り組みと脱原発の取り組みとが、いわば車の両輪となって追い込む構えが求められる。

そうした構えを作るうえでも、国を追い込む、あるいは国の責任ということが、結局は何なのかということは共有されておくべきであろう。生業訴訟にしても、最高裁で勝訴したとして、その判決それ自体では、原告ではない人々を救済することはできない。差止訴訟にしても、仮に判決が確定したとしても、その効果として原発政策が変わるわけでも、海洋放出の話が消えるわけでもない。

判決は、あくまでも手がかりを得たということにとどまる。そうだとすれば、判決をテコにして、国に責任を履行させなければならないのであり、そのための行動を現実化させなければならない。そうさせるのは誰かといえば、それは私たちでしかない。国という自立した存在があるわけではなく、自動的に国の責任が具体化されるわけでもない。結局のところ、国というのは主権者である私たちのことなのである。

昨年に出された生業訴訟、黒い雨訴訟、大飯原発設置許可取消訴訟の各判決は、被害救済を考え



仙台市内をデモする生業原告団と支援者

るうえでの国の責任と、規制を行うにあたっての国の責任のありかたについて、現状のそれが不十分であることを示した。国は、一年のうちに数度にわたって被害救済や規制のありかたについて司法から違法だと判断されたことを真摯に受け止めなければならない。そして、私たちの要求に正当性があることも裏づけられた。私たちは、これらの判決に確信をもち、2021年の原発をめぐる諸課題に全力で取り組んでいかなければならない。被害救済についていえば、国の法的責任を前提とした賠償基準が策定されなければならないし、救済が賠償に尽きるものでもないことからすれば被害救済のための立法もなされなければならない。脱原発についていえば、脱原発基本法の成立が目指されることは当然として、その他にも各地の原発の避難計画がいかに住民の安全を確保しえないも

のであるのかが実証的に広く訴えられるべきであるし、大阪地裁判決もふまえて、各地の原発に関して廃炉までのプロセスも含めて求められるべき安全性の水準についての見直しなども追求されるべきである。こうした一つひとつの具体的な取り組みの先に、被害救済、脱原発という目標が達成されるはずである。主権者としての意思を具体的な実践で示すことが何よりも重要である。

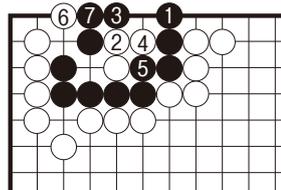
まなぎ いくたろう 1975年生まれ。大学専任講師を経て現職。生業訴訟のほか、福島県広野町の高野病院、岩手県大槌町の旧役場庁舎解体差止訴訟、N国党市議によるスラップ訴訟などの代理人を務める。演劇界や映画界の#Me Tooやパワハラ問題も取り組んでいる。ドキュメンタリー映画では、『大地を受け継ぐ』（井上淳一監督、2015年）企画、『誰がために憲法はある』（井上淳一監督、2019年）製作、『ちむぐりさ 菜の花の沖縄日記』（平良いずみ監督、2020年）製作協力、『わたしは分断を許さない』（堀潤監督、2020年）プロデューサーを務めた。演劇では、燐光群『憲法くん』（台本・演出 坂手洋二）の監修を務めた。著書（共著）に、『あなたの福島原発訴訟』（2013年）、『国と東電の罪を問う』（2014年）、『福島を切り捨てるのですか』（2015年）などがある。

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

解答 黒先、生。

解説 1が中手を防ぐ急所で、黒5まででセキになり、解決です。



詰将棋の解答と解説

解答 ▲1一飛成△同玉▲3三角成△同桂▲1三香△2二玉▲1二香成まで七手詰。

解説 初手▲3一角成は△同玉▲3二銀△4二玉で望みがありません。正解は飛車を切る▲1一飛成です。そして△同玉に▲3三角成が気持ちの良い決め手で△2二合駒は▲1二香ですし、△3三同桂も▲1三香と打てば手順の追い詰めとなります。